

令和3年全日本柔道選手権大会延期に伴う予選会出場の取り扱いについて

【大会要項抜粋】

7. 出場資格

- ①日本国籍を有し、当該年度全日本柔道連盟に登録している者。
- ②地区選出選手は、その地区を構成する都道府県柔道連盟（協会）を通して、前年度の全日本柔道連盟登録手続きを行っており、その地区において居住、勤務、在学の実体の伴ういずれかの条件を満たしていること。
- ③卒業、転勤等により、実体の伴う現住所の変更、勤務する会社、通学する学校の変更がある場合には、変更先の地区から出場することができる。ただし、この場合は速やかに登録変更の手続きを行わなければならない。

通常は、年度末の1～2月に都道府県予選、3月上旬に地区予選でしたので、進学・就職の選手に関しては上記②または③のとおり、前年度に登録している都道府県から、もしくは当年登録の都道府県から、どちらかの予選会を選択して出場できました。

今回は10月以降の本大会開催延期になりましたが、予選会（府県予選および地区予選）の時期が4月以降に変更となっても①2020年度の登録都道府県の予選会出場もしくは②2021年度の登録都道府県の予選会出場のどちらかを選択して出場できる（どちらか1つしか出場できない）。

《例1》

2020年度高校3年生Aは、2020年度登録のB県予選に1月に出場して県代表になった。B県のあるC地区予選が4月以降に変更された場合は、C地区予選にのみ出場できる（Aは2021年登録予定のD県およびD県のあるE地区予選には出場できない）。

《例2》

2020年度高校3年生Aは、2020年度登録のB県予選に1月に出場して予選敗退となった。Aは2021年登録予定のD県予選およびD県のあるE地区予選には出場できない。

《例3》

2020年度高校3年生Aの2020年登録のB県予選およびB県のあるC地区予選が、4月以降に変更された場合、Aは、B県予選とC地区予選、またはAが2021年登録予定のD県予選とD県のあるE地区予選のどちらかに出場できる（1方の地区しか出場できない）。